

うつのみや中小企業応援プラン



平成31年3月

目次

第1章	プランの策定にあたって	
1	プラン策定の目的	1
2	プランの位置付け	1
3	計画期間	1
第2章	本市の中小企業を取り巻く環境	
1	社会動向	
(1)	社会経済の潮流	2
(2)	企業の動向	14
(3)	国の動向	26
(4)	県の動向	30
2	市内経済の現状	
(1)	本市の特徴	32
(2)	産業構造	49
(3)	各産業の現状	54
第3章	本市の中小企業の現状	
1	中小企業・小規模企業数、従業者数の状況	
(1)	国・県における中小・小規模企業数、従業者数	70
(2)	本市の事業所・従業者数	71
(3)	本市の事業所・従業者数の推移	72
(4)	本市の事業所数の減少	74
2	本市の主な中小企業関連施策の実施状況	
(1)	制度融資の活用実績	75
(2)	高度化設備設置補助金の活用実績	76
(3)	特許等取得促進事業補助金の活用実績	76
(4)	創業支援の状況	77
(5)	宇都宮まちづくり貢献企業認証制度の認証状況	77
3	アンケート・ヒアリング調査による中小企業の声	78
第4章	中小企業振興の基本理念	92
第5章	本市中小企業振興上の課題	
1	社会動向などの総括	94
2	本市中小企業振興上の課題	96

第6章 中小企業振興に向けた施策展開

1	施策の体系	98
2	施策の指標	100
3	施策及び基本事業の内容	103
4	戦略事業	112

第7章 プランの推進体制

1	中小企業，関係機関等の役割について	117
2	プランの推進体制について	118

※ 本プランにおける「中小企業」の定義

本プランでは，中小企業基本法における中小企業（者）及び，小規模企業（者）を総称して「中小企業」と表記しています。

ただし，法律や制度の名称等の固有名詞や，プランの基本理念等において「小規模企業」を強調して表現する場合は，その限りではありません。

【参考】中小企業基本法における中小企業・小規模企業の範囲（第2条第1項，第5項）

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
製造業， その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

なお，中小企業基本法における「中小企業者」や「小規模企業者」は，株式会社などの会社法上の会社だけではなく，個人事業主や士業法人も含まれます。

[中小企業基本法で該当するもの]

医者（医療法人）	×	医者（個人開業医）	○	※会社又は有限会社に限る
農家（農業法人※）	○	農家（個人事業主）	○	
弁護士法に基づく弁護士法人			○	
公認会計士法に基づく監査法人			○	
税理士法に基づく税理士法人			○	
行政書士法に基づく行政書士法人			○	
司法書士法に基づく司法書士法人			○	
弁理士法に基づく特許業務法人			○	
社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人			○	
土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人			○	